

参考

根拠法令「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年6月26日法律第64号)(抜粋)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、または変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)の概要

【目的・理念】

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。

全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

【基本的な方針】

貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針を提示。

子供の未来応援国民運動

政府は、平成27年4月2日、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子供の貧困対策を、国民の幅広い理解と協力の下に「子供の未来応援国民運動」として展開していくため、地方公共団体、経済界、労働組合等からの発起人が一堂に会したキックオフイベントを開催しました。

その中で、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すことを趣旨とする「子供の未来応援国民運動趣意書」が採択されました。

子供の貧困率 16.3%(全国)

出典：平成25年国民生活基礎調査(厚生労働省)

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」

平成 24 (2012) 年度からのおおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民カビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をふまえて平成 27 年 3 月に策定したもので、相互に関連する以下の計画を一体化した計画です。

(1) 少子化対策計画

少子化対策全般に関する中期的な計画として策定

(2) 次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定される都道府県行動計画

第二期三重県次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～26 年度）を改定

(3) 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子

育て支援事業支援計画

幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要及びそれらの確保方策等について策定

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画

第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成 22 年度～26 年度）を改定